

2日臨技発第43号

令和2年6月10日

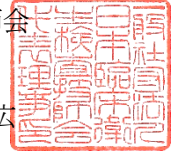
都道府県臨床(衛生)検査技師

会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

会長職務代行

代表理事副会長 横地 常広



「検体採取等に関する厚生労働省指定講習会」の受講促進について

謹啓 青葉の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に当たり、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。)、「医療法施行令等の一部を改正する政令」(平成27年政令第46号)及び「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第18号)により、臨床検査技師の業務範囲が見直され、平成27年4月1日から臨床検査技師においても検体採取が実施できることとされた。平成27年4月1日において、現に臨床検査技師の免許を受けていた者等が検体採取を行おうとするときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修(以下「指定研修」という。)を受けなければならないとされており、各自判断により受講することとしているところである。

指定研修会については、日臨技において、厚生労働省地方厚生局所在地(四国支所、沖縄分室を含む)の9箇所で開催することとし、平成27年1月に東京都での開催を皮切りに令和元年12月まで、延べ229回、59,965人が受講されましたが、病院、診療所に勤務している約3割弱が受講していない状況であります。(別添1 都道府県別、会員受講率)

このことから、今般の新型コロナウイルス感染症が発生している状況に鑑み、今後、他の流行性感染症を含む、さらなる感染拡大に対応する検査体制の強化のため、普段従事する業務において検体採取を行う予定がない臨床検査技師においても、特段の理由がある場合を除き、全ての臨床検査技師において、予め指定研修を受講するよう、別添、令和2年6月2日 厚生労働省医政局医事課長から各都道府県医務主管部局長あて通知された。

なお、本講習会については、5年を目途に開催することとし、会員等に周知していたところであるが、今後は東京都(予定)で集約して開催することとし、新型コロナウイルス感染症の収束等を考慮し、開催の案内については、当会ホームページに掲載するので、貴会においてもご了知いただくとともに、貴会会員並びに会員施設に対して、周知くださるようお願いいたします。

謹白

担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男